令和３年５月３１日

標茶町立小・中学校の保護者　様

標茶町教育委員会教育長　島　田　哲　男

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う北海道における緊急事態宣言の延長を踏まえた学校の対応について

日ごろから本町の教育活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、北海道は５月３１日を期限として緊急事態措置がとられておりましたが、感染拡大の状況から６月２０日まで緊急事態宣言が延長されました。これを受けて北海道は、学校に対して徹底した対策の更なる継続を行うよう通知しました。

このことを踏まえ、標茶町といたしましては更なる感染拡大を防ぐため、標茶町立小・中学校において６月２０日までを期限として以下のような対応をとることといたしましたのでお知らせします。保護者の皆様には、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、各家庭においても不要不急の外出を控えること等、引き続き、危機感をもって基本的な感染症対策を徹底するよう重ねてお願い申し上げます。

記

【町立小・中学校の対応】

１　学校教育活動は､国の衛生管理マニュアルに基づいて感染防止対策を徹底した上で、実施の見通しです。

２　ただし、感染防止対策を万全にできない取組や、不急の取組と学校が判断したものは、中止や延期とします。

３　中学校の部活動は、６月２０日まで原則、休止とします。ただし、中体連及び全道・全国大会につながる大会に参加する部活動に限り活動可能とします。活動期間は、該当する大会の３週間前からとし、感染症対策を十分に講じた上で練習は厳選して行うこととします。

４　運動会や体育祭については原則、延期とします。ただし、教育課程上延期することが困難な場合は、感染症対策を十分に講じた上で実施可能とします。

【ご家庭へのお願い】

１　不要不急の外出は控え、こまめな手洗いや手指の消毒を行ってください。

２　毎朝・晩に家族全員の検温を実施し、健康観察を継続してください。

３　室内のこまめな換気を実施してください。

４　児童生徒本人、及び同居家族に発熱又は風邪症状がある場合は、学校を休ませてください。

５　感染者・濃厚接触者等に係る情報についての噂や差別偏見につながる言動は厳に慎んでください。

６　児童生徒及び同居家族がＰＣＲ検査を受ける場合は、学校へ連絡してください。

※問い合わせ先　標茶町教育委員会指導室（485-2111）

令和３年５月３１日

中茶安別小中学校保護者の皆様

標茶町立中茶安別小中学校
校長　大　﨑　治　樹

新型コロナウィルス感染症拡大に伴う北海道における緊急事態措置を踏まえた本校の対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動に対しまして多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに、心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウィルス感染症拡大に伴い、５月３１日を期限として緊急事態措置がとられておりましたが、感染拡大の状況から６月２０日まで緊急事態措置を延長することが決定されました。これを受けて北海道は、学校に対して徹底した対策の更なる継続を行うよう通知しました。このことを踏まえ、標茶町立学校としての対応につきまして、標茶町教育長より本日付で文書が出されております。

これらのことを踏まえ、本校においては６月２０日まで以下のような対応をとることといたしましたのでお知らせいたします。保護者の皆様には、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

【本校の対応】

１　緊急事態措置期間における本校の教育活動（運動会に関する取組等）につきましては、国の衛生管理マニュアルに基づいて感染防止対策を徹底した上で、実施します。

２　給食は、小中学校別会場（小学校多目的室・中学校図書室）を継続します。

３　中学校の部活動は、中体連の３週間前となる６月７日（月）より再開します。

４　運動会は、規模、内容、参加人数の縮小（同居家族まで）などの感染防止対策を徹底した上で、６月１２日（土）に実施します。

【ご家庭へのお願い】

１　不要不急の外出は控え、こまめな手洗いや手指の消毒を行ってください。

２　毎朝・晩に家族全員の検温を実施し、健康観察を継続してください。

３　室内のこまめな換気を実施してください。

４　児童生徒本人、及び同居家族に発熱又は風邪症状がある場合は、学校を休ませてください。

５　感染者・濃厚接触者等に係る情報についての噂や差別偏見につながる言動は厳に慎んでください。

６　児童生徒及び同居家族がＰＣＲ検査を受ける場合は、学校へ連絡してください。

以上